

# もうすぐ マイナンバー制度 が始まります！

～みなさんに平成27年10月からマイナンバーが通知されます～

- マイナンバー（個人番号）とは、住民票を有する全ての人が一一人にひとつもつ12桁の番号です。
- マイナンバーは、国や自治体、税務署などで、社会保障・税・災害対策の分野の行政手続きで利用されます。
- マイナンバーは、今年10月から順次、住民票の住所地へ「通知カード」を郵送してお知らせします。



## 平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で番号の記載等が必要になります

### 社会保障関係の手続き

年金や雇用保険の資格取得  
医療保険の給付請求  
福祉分野の給付、生活保護など

### 税務関係の手続き

税務署に提出する確定申告書等  
県庁や市役所へ提出する申告書  
給与支払報告書（源泉徴収票）など

### 災害対策

防災・災害対策に関する事務  
被災者生活再建支援金の給付  
被災者台帳の作成事務など

### 制度の流れ

平成27年10月～

- ・住民票の住所地へマイナンバーの「通知カード」送付開始

平成28年1月～

- ・上記3つの分野でマイナンバー利用開始
- ・申請者への個人番号カードの交付開始

平成29年1月～

- 個人ごとのポータルサイト<sup>(※)</sup>の運用開始
- ※自宅のパソコンからさまざまな情報を取得できる個人用サイト

平成29年7月～

- 地方公共団体等も含めた情報連携開始

## 民間事業者のみなさんもマイナンバーを扱います！

～法人には平成27年10月から法人番号が通知されます～

平成28年1月以降、次の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- ・健康保険や厚生年金の手続きや源泉徴収の手続き
- ・証券会社や保険会社が行う配当金や保険金等の法定調書の提出など

### 次の準備をお願いします

マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修<sup>(※)</sup>

※手書きで帳簿等を管理している場合、マイナンバー導入を理由に、必ず電子化しなければならないわけではありません。

マイナンバーを適正に扱うための従業員研修や社内規程づくり

マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討

詳しくはこちらをチェック！

コールセンター 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）  
平日 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

公式サイト

政府広報オンライン

お問い合わせ 政策推進部 広報秘書課（米原庁舎） ☎ 52-6627 ☎ 52-5195